

早期退職に係る募集実施要項

平成 25 年 11 月 27 日
会 計 検 査 院 長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、早期退職希望者の募集を次のとおり行う。

（1）募集の対象職員の範囲

本院に常時勤務に服する職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）、行政職俸給表（二）、医療職俸給表（三）、専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表の適用を受ける職員で、平成 25 年 12 月 31 日に「勤続 20 年以上」かつ「定年から 15 年を減じた年齢以上」の職員（ただし、26 年 3 月 31 日に定年退職日を迎える職員を除く）。

（2）募集人数

5 名。

（3）募集の期間（約二週間）

平成 25 年 11 月 27 日午前 12 時から

平成 25 年 12 月 11 日午後 5 時まで

募集の期間を延長した場合は、直ちにその旨周知する。

募集期間の終了年月日時が到来するまでに応募上限数 10 名に達した時点で応募の受付を締め切り、募集の期間は満了する（詳細は、別紙「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」を参照）。この場合直ちにその旨周知する。

（4）退職すべき期日

平成 25 年 12 月 31 日（火）

ただし、認定を行った後に生じた事情により、認定応募者が退職すべき期日に退職することにより、公務の能率的運営に著しい支障を及ぼすと認める場合は、職員本人にその旨及びその理由を明示し、認定応募者の書面による同意を得て公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で退職すべき期日の繰り上げ又は繰り下げることがある。

（5）応募、応募の取下げ等の手続

ア 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(別記様式第一)に必要事項を記入の上、募集期間内に、(6)の受付担当宛に電子メールで提出する。

なお、募集の対象者が、人事課に退職手当の額の計算を依頼したことをもって、応募したこととはならず、所定の応募の手続きを必要とする。

イ 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とし、募集開始時間直前の応募は、受け付けない。応募上限数に達するまでの応募者に対しては、受け付けた旨を、応募上限数に達した後の応募者に対しては受け付けない旨をそれぞれ通知する。

ウ 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

(ア) 非常勤職員

(イ) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(ウ) 平成25年12月31日までに定年に達する職員

(エ) 募集の開始の日(平成25年11月27日)において、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第82条の規定による懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間中(平成25年11月27日から12月11日まで)に懲戒処分を受けた者

エ 応募申請書の提出後応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別記様式第二)に必要事項を記入のうえ、アと同様の方法で退職すべき期日が到来するまでの間に提出する。

オ 認定する旨又は認定しない旨の決定をしたときは、平成25年12月18日までに応募者に「認定通知書」又は「不認定通知書」を交付する。

カ 応募者が次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(ア) この募集実施要項又は退手法8条の2第3項の規定に適合しない場合

(イ) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(ウ) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(エ) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(オ) 上記(ア)から(エ)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数5名を超え、退手法第8条の2第5項ただし書きに規定する必要な方法による場合

なお、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別記様式第一）、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別記様式第二）は、人事課ホームページの各種申請用紙欄に掲載していますのでご利用下さい。

（６） 応募先：E－MAIL [REDACTED]（受付担当）
（「[REDACTED]メールBOX」）

（７） 募集に関する問合せ先

事務総長官房人事課

人事企画官 [REDACTED]（内線[REDACTED]）

服 務 係 長 [REDACTED]（内線[REDACTED]）

別 紙

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」については、次のとおりとする。

認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は5名、応募上限数は10名とする。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 11番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（5）に掲げるカの（ア）から（エ）までのいずれにも該当しない応募者の数が5名を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。